

令和 7 年度 漁船安全操業推進会議 講演資料

漁業における事故の発生状況について

水産庁

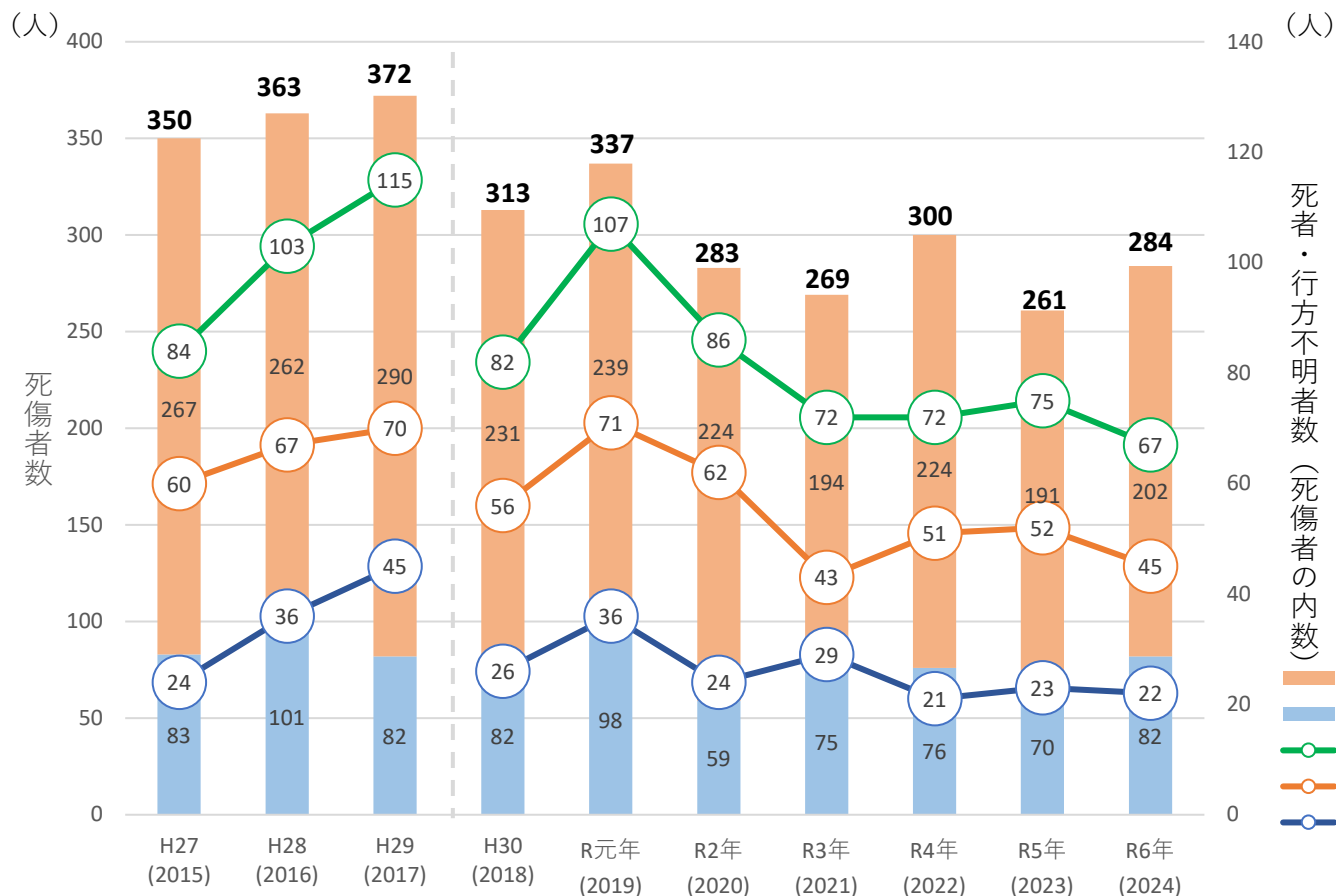
漁政部企画課

令和 7 年 10 月 24 日

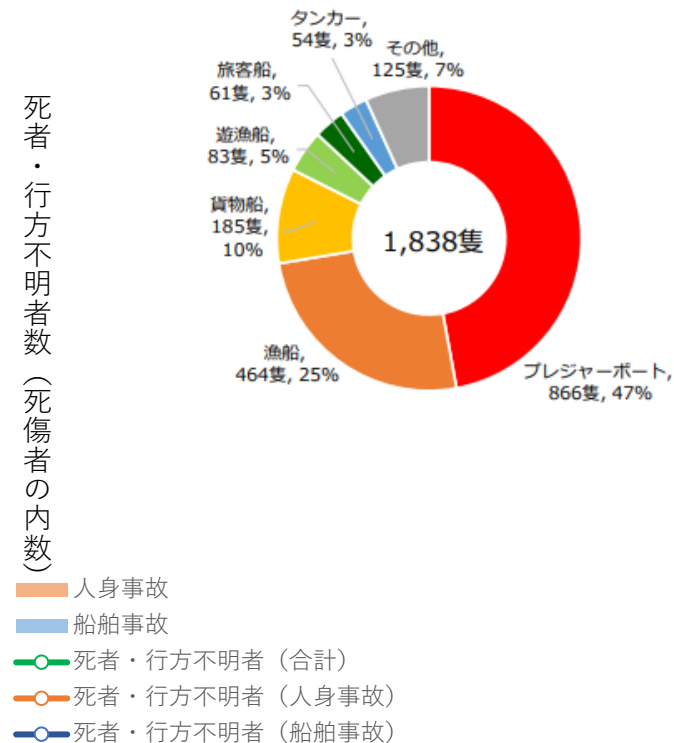
漁業における事故の発生状況 ①

- 令和6年の**死傷者**は 284 人で、**前年より増加**。
- 漁船の事故は、全ての船舶事故隻数の約3割を占めている。
- 漁業における死傷者は、**船舶事故を伴わない人身事故（負傷、海中転落）が多い**。

漁業における事故発生状況の推移



令和6年における船舶種類別の船舶事故

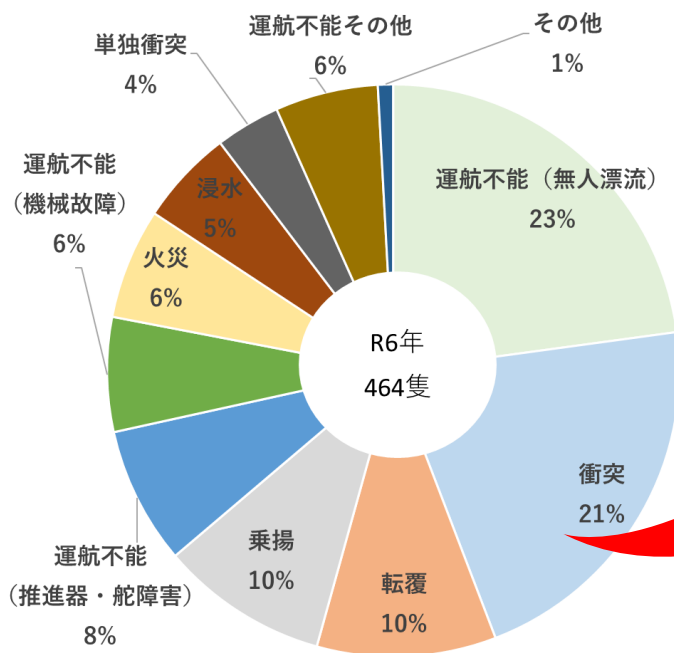


* 病気及び自殺は含まない
* 平成30年以降は、調査方法が異なる

漁業における事故の発生状況（船舶事故）

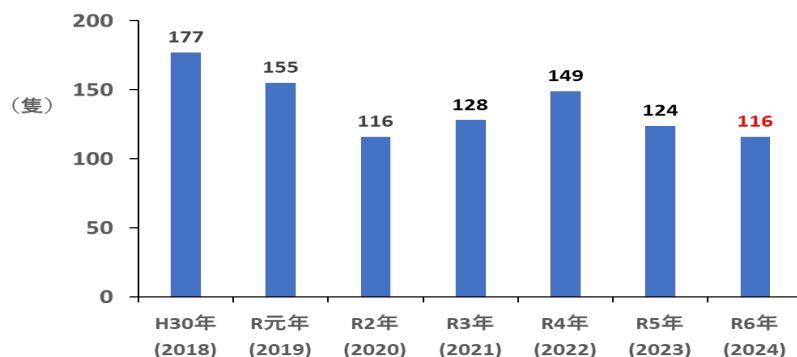
- 漁船における令和6年の船舶事故は「運航不能」「衝突」「転覆」が多い。
- 令和6年の**衝突事故発生隻数**は減少したが、依然として**高い水準**が続いている。衝突事故防止にはAISの導入が有効であるところ、小型漁船へのAISの普及促進やAISの機能を有するスマートフォン向けアプリの活用を推進していくことが重要。

漁船事故種類別割合（R6）



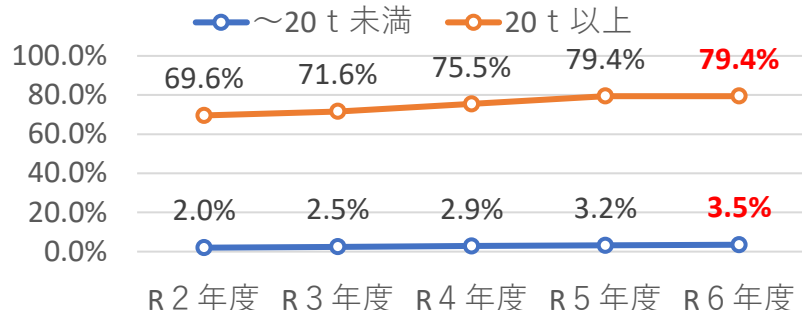
資料：海上保安庁「海難の現況と対策」に基づき水産庁で作成

漁船における衝突事故発生隻数の推移



資料：海上保安庁「海難の現況と対策」に基づき水産庁で作成

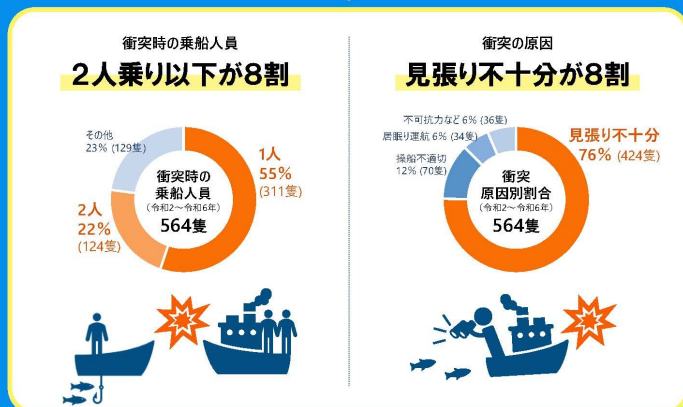
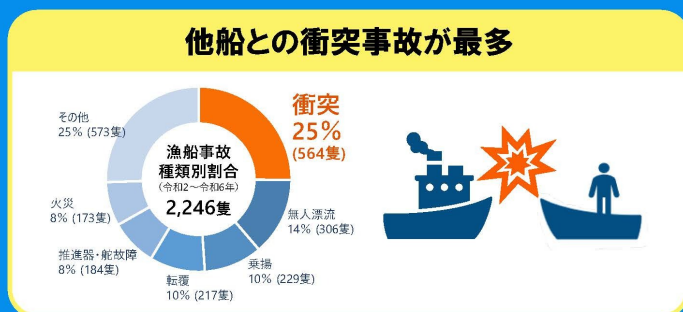
漁船のAIS普及率の推移



資料：水産庁「漁船統計表」及び総務省からの情報提供を基に水産庁で作成
 ※AIS瀬搭載数は年度末（3月）時点。漁船数は12月末時点で、令和5年以降のデータがないため、令和4年のデータを使用
 ※簡易型AISを含む

- 水産庁HPに、小型漁船の衝突事故防止のためのポイントをまとめたリーフレットを掲載しておりますので、漁協等で開催する安全研修などでご活用ください。

⚠ 漁船の衝突事故が多発しています 衝突事故に注意



データ出典：海上保安庁

小型漁船で操業する漁業者のみなさまへ 衝突事故防止のための 4つのポイント

機器等に集中しない



各種機器等を
見続けるのは危険！

作業中も見張り



1人でも2人でも
見張りを確実に！

他の船に注意



他の船が
避けるだろうは危険！

AIS・スマホアプリの活用



AISやスマホアプリで
相手船の認識が容易に！

(注) スマホアプリごとに機能が異なりますので、必要な機能が備わっているか確認してください。アプリの機能を過信せず、常に安全操業をお願いします。

**1人1人が安全対策を自分事として捉え、
航行中や作業中も、常時、周囲の見張りをお願いします**

漁船の 安全操業に関する情報

AIS(船舶自動識別装置)
の普及促進に関する情
報を紹介しています！



スマホ用 海の安全情報

現在地周辺の海の
安全情報が、表示
されます！



お問い合わせ先
海上保安庁 交通部安全対策課
TEL: 03-3591-6361

海の「事件・事故」は

118番

「118番」は海上保安庁
緊急通報用電話番号です

AIS設置を最大10万円助成

水産庁では、漁業労働安全確保・革新的技術導入支援事業により、漁船の衝突事故を防止するため、高齢者等が操船する漁船を対象に、船舶自動識別装置(AIS)の導入を支援しています。

- ・補助額：上限10万円
- ・対象漁船：満65歳以上となる高齢漁業者が操船することが予定される小型漁船(20トン未満)
ただし、中古品の購入やリースによる調達による場合は助成対象外です。

※ご利用に当たっては、事業実施主体((一社)海洋水産システム協会)にお問い合わせください。なお、本年度の公募は終了しました。
お問い合わせ先：水産庁研究指導課 03-3591-7410

AIS設置に活用できる低利な制度資金

漁船へのAISの設置に当たっては、漁協系統金融機関である信用漁業協同組合連合会等が融資する漁業近代化資金など、低利な制度資金が活用できます。

漁業近代化資金の貸付条件(漁船漁業者の場合)

貸付限度額：20トン未満漁船建造等資金借受者 0.9億円
：20トン以上漁船建造等資金借受者 3.6億円

償却期限(据置期間)：10年(3年)(漁船用機器単独設置の場合)

※貸付利率は、金利情勢により毎月変動しますので、ご利用に当たっては、お近くの漁協にお問い合わせください。

お問い合わせ先：水産庁水産経営課 03-6744-2347

AIS設置漁船には漁船保険料を最大20万円助成

日本漁船保険組合では、漁船の海難防止等を目的に、AIS設置漁船に対し漁船保険料の一部を最大20万円助成します。なお、リース漁船(浜の担い手漁船リース緊急事業、漁船漁業構造改革緊急事業、水産業成長産業化沿岸地域創出事業)の助成額は最大10万円となります。

・保険料助成額：国庫負担を除いた純保険料に対し10%
(5トン未満船は20%)

・対象漁船：AIS又は簡易型AISを設置した漁船

ただし、①法令等で設置義務のある漁船
②もうかる漁業創設支援事業及びがんばる
漁業復興支援事業の対象漁船
は助成対象外です。

なお、対象漁船ごとに漁船保険の助成を申請できる契約数は5契約までです。

※ご利用に当たっては、各都道府県の日本漁船保険組合支所にお問い合わせください。

お問い合わせ先：水産庁漁業保険管理官 03-6744-2357

対象となる漁船の助成額算定例

小型漁船 総トン数5トン未満漁船の交付基準の割合は20%

国庫負担を控除した漁船保険の純保険料が15万円の場合

1年目	15万円×20%=3万円(助成額は3万円)
2年目	15万円×20%=3万円(助成額は3万円)
3年目	15万円×20%=3万円(助成額は3万円)
4年目	15万円×20%=3万円(助成額は3万円)
5年目	15万円×20%=3万円(助成額は3万円)

合計の助成額は15万円

(助成額が上限の20万円には達していませんが、申請契約数が5契約に達するため助成額は15万円)

◎浜の担い手漁船リース緊急事業・漁船漁業構造改革緊急事業・水産業成長産業化沿岸地域創出事業の補助を受け取得した漁船については、助成額の上限は10万円です。

中型漁船 総トン数5トン以上漁船の交付基準の割合は10%

国庫負担を控除した漁船保険の純保険料が60万円の場合

1年目	60万円×10%=6万円(助成額は6万円)
2年目	60万円×10%=6万円(助成額は6万円)
3年目	60万円×10%=6万円(助成額は6万円)
4年目	60万円×10%=6万円(助成額は2万円) (ただし、通算の助成額が上限に達するため、4年目の助成額は2万円)

合計の助成額は20万円

◎浜の担い手漁船リース緊急事業・漁船漁業構造改革緊急事業・水産業成長産業化沿岸地域創出事業の補助を受け取得した漁船については、助成額の上限は10万円です。

大型漁船 総トン数5トン以上漁船の交付基準の割合は10%

国庫負担を控除した漁船保険の純保険料が150万円の場合

1年目	150万円×10%=15万円(助成額は15万円)
2年目	150万円×10%=15万円(助成額は5万円) (ただし、通算の助成額が上限に達するため、2年目の助成額は5万円)

合計の助成額は20万円

◎浜の担い手漁船リース緊急事業・漁船漁業構造改革緊急事業・水産業成長産業化沿岸地域創出事業の補助を受け取得した漁船については、助成額の上限は10万円です。

- 農林水産省HPに、スマートフォンを活用した AIS アプリ（無料で使えます！）の開発・導入状況の講演動画を掲載しています。こちらもご参考ください。



漁業作業安全推進ウェビナー(令和5年2月15日)

作業安全に資する新技術の開発・導入状況
スマホ用AISアプリについて／日清紡ホールディングス（株）



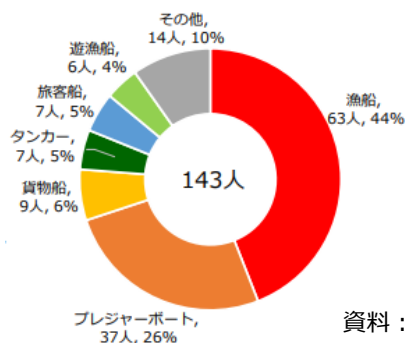
農林水産省HP : https://www.maff.go.jp/j/kanbo/sagyou_anzen/event.html

YouTube : <https://www.youtube.com/watch?v=hMfoTLUoEyc>

海中転落事故の現況とライフジャケットの着用効果

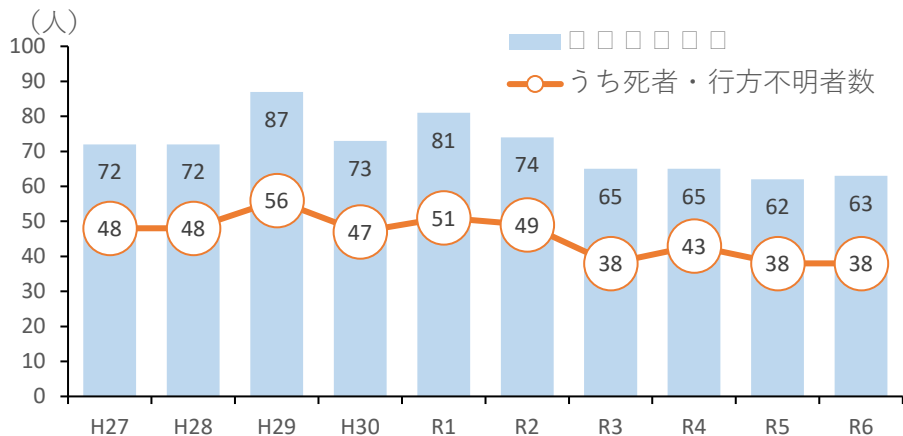
- 海中転落事故のうち4割が漁船によるもの。海中転落事故は、死亡事故に発展しやすい。
- 海中転落者のうち、**ライフジャケット着用者の生存率は非着用者に比べ約2倍に上がる。**
- 平成30年2月以降、原則、小型船舶の暴露甲板に乗船している者すべてに**ライフジャケットの着用が義務化**、令和4年2月から違反点数が付与されているが、義務化後も依然として**ライフジャケット非着用**の漁業者が散見される。

海中転落事故における船舶種類別の割合（R6年）



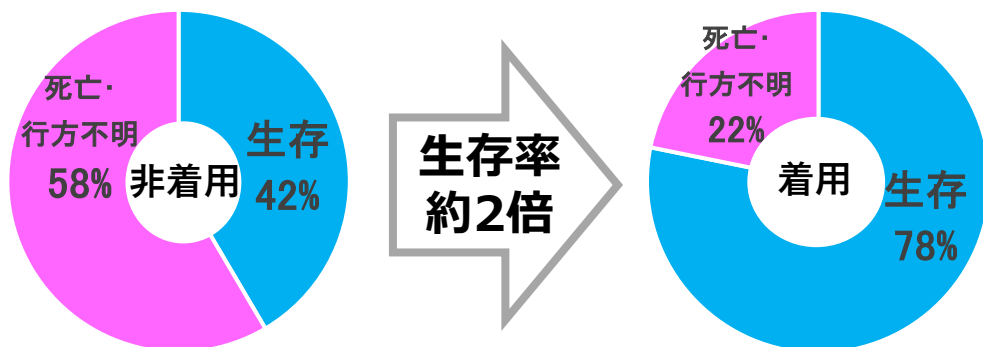
資料：海上保安庁「海難の現況と対策」

漁船の海中転落者数及び死者・行方不明者数の推移



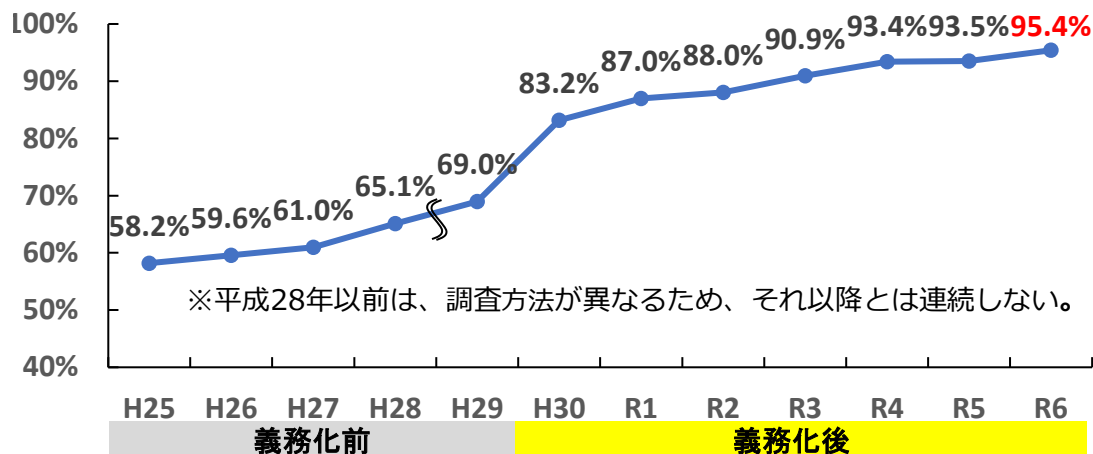
※ 船舶事故以外の乗船中の事故による海中転落者数
資料：海上保安庁「海難の現況と対策」に基づき水産庁で作成

ライフジャケット着用の有無による海中転落者の生存率（R2～6年）



※ 船舶事故による海中転落及び船舶事故以外の乗船中の事故による海中転落者の合計
資料：海上保安庁調べ

漁業者の出漁時におけるライフジャケットの着用率の推移

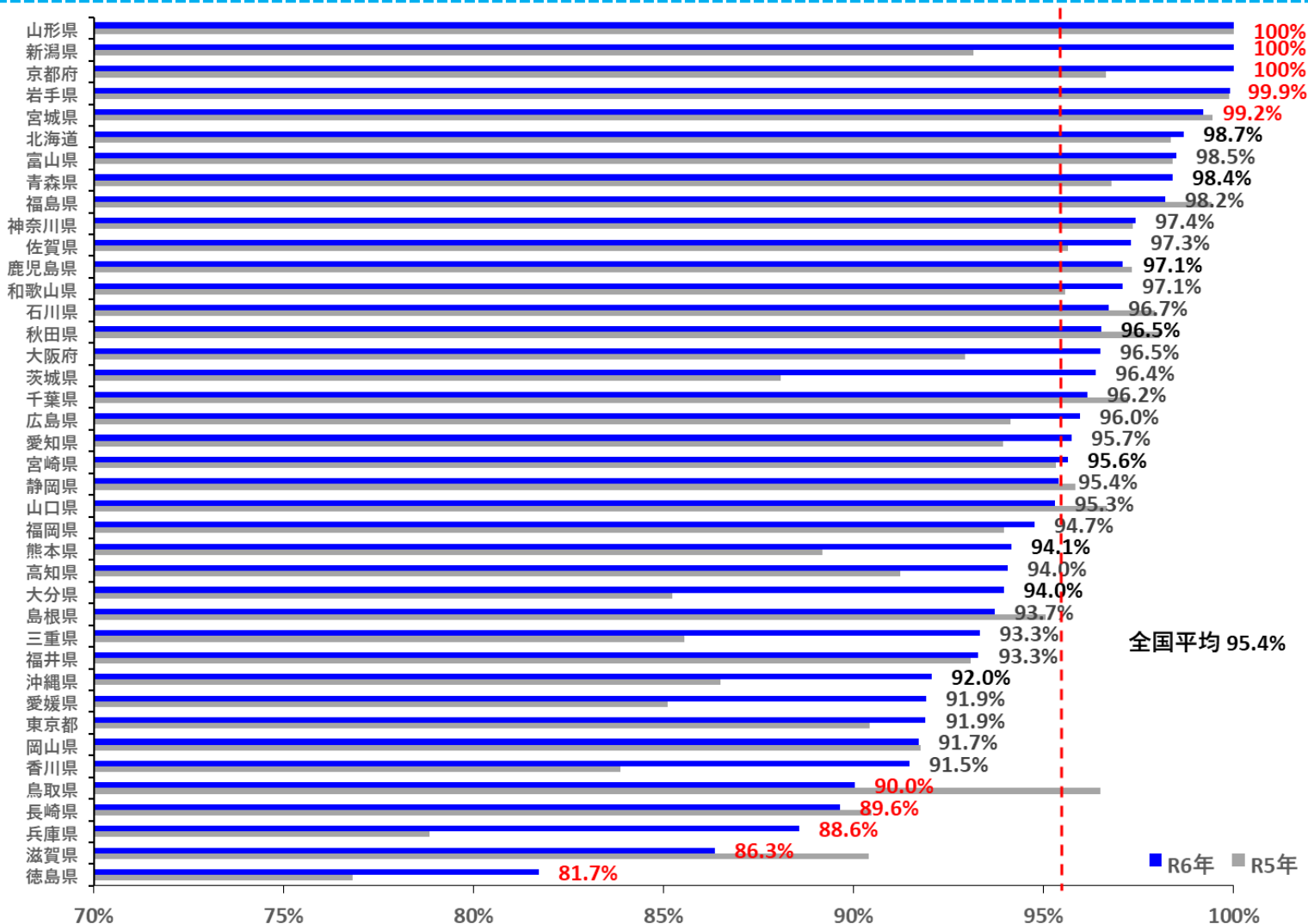


※平成28年以前は、調査方法が異なるため、それ以降とは連続しない。

資料：水産庁調べ

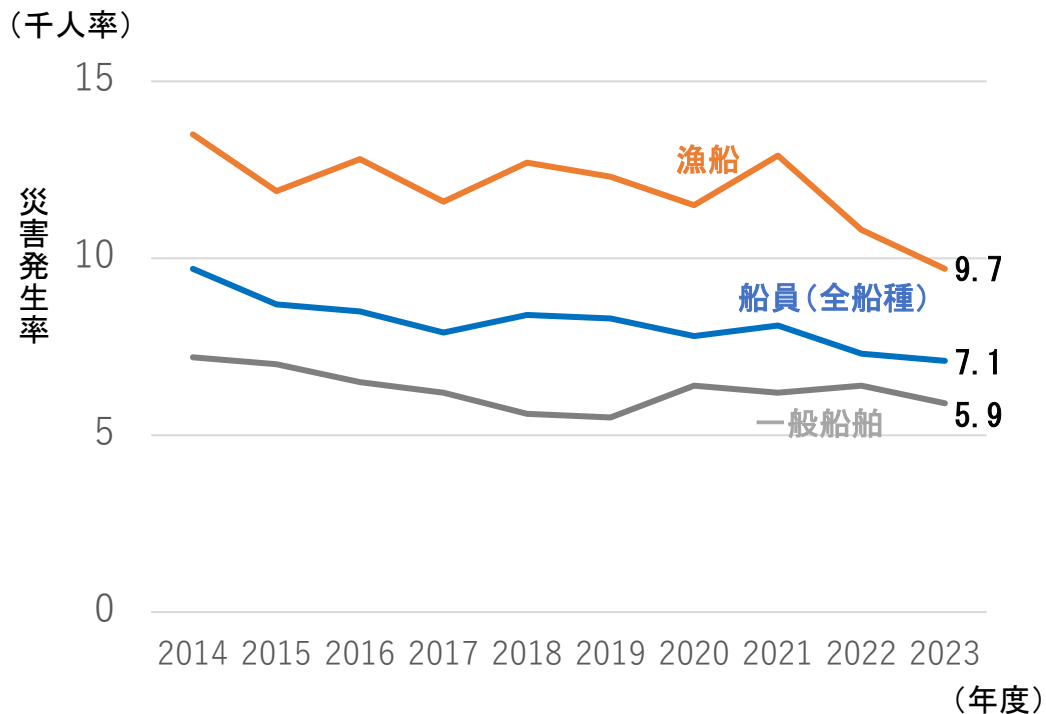
都道府県別ライフジャケットの着用率（令和6年度）

- 昨年度に比べ全体的に着用率が向上している一方、依然として低い地域が散見される中で、前年度を大幅に下回る地域も見受けられている。
- 確実な**ライフジャケットの着用に向け、引き続き周知・啓発**をお願いします。

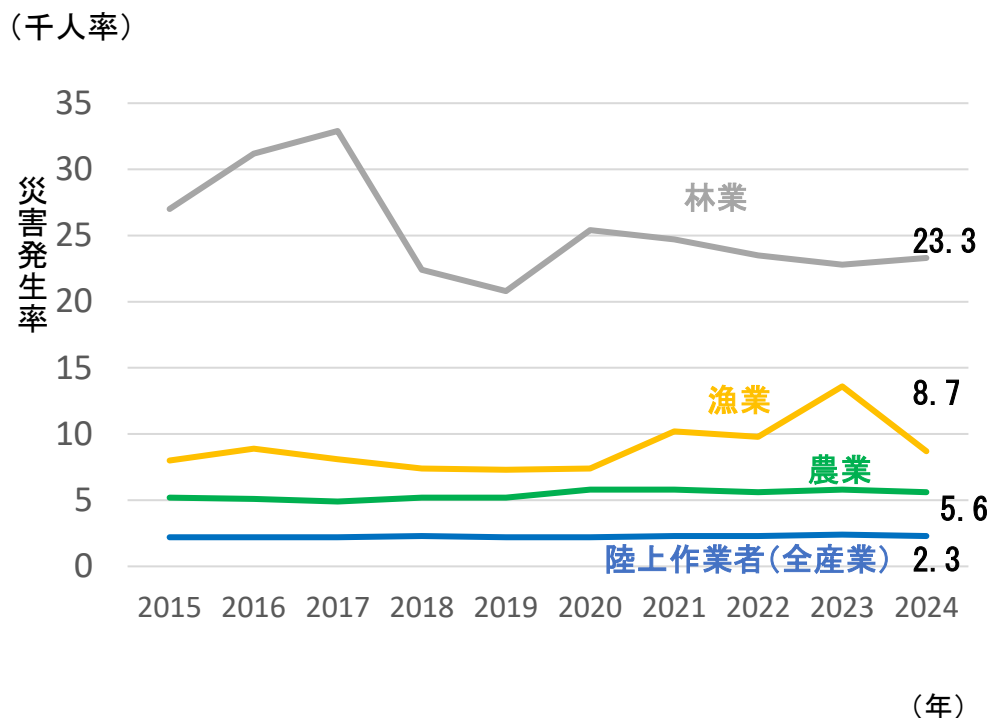


漁業における事故の発生状況 ②

- 漁船における**労働災害発生率**は、船員法適用事業において**一般船舶の約2倍**、それ以外の事業においては、**陸上における全産業平均の約5倍**と高い水準。
- 船員法適用事業の災害発生率は減少傾向にあるが、それ以外の事業の災害発生率はやや増加傾向。



資料：国土交通省「船員災害疾病発生状況報告（船員法第111条）集計書」に基づき水産庁で作成
船員災害疾病発生状況報告に基づき職務上休業4日以上の死傷者数を用いて算出



資料：厚生労働省の「職場あんぜんサイト」に基づき水産庁で作成
労働者死傷病報告による休業4日以上の死傷者数を用いて算出

漁業における事故の発生状況（労働災害：労基法適用）

- 一部労基法の適用を受ける漁業及び養殖業における休業4日以上の労働災害発生件数を、水産庁でとりまとめた。
- 労災発生件数は、漁船漁業では定置漁業が最も多く、次いでひき網漁業が多い。養殖業では魚類、貝類の順に多い。事故の型別で見ると、「転倒」、「はさまれ・巻き込まれ」が多い。

漁業分野における死亡・行方不明又は休業4日以上の労働災害発生件数（職種別、事故の型別）

【漁船漁業】

（2019年～2023年の5年間の合計値）

業種	事故の型 職種	転倒	はさまれ 巻き込まれ	動作の反動 無理な動作	激突され	激突	飛来・落下	墜落・転落	切れ・こすれ	おぼれ	崩壊 倒壊	有害物等 との接触	有害物等と の接触	踏み抜き	爆発	交通事故	高温・低温物との接触		その他			合計
												生物	その他				凍傷	火傷	熱中症	潜水病	その他	
漁船漁業	採介藻漁業	3	1	1		1			1											1		8
	定置漁業	96	190	53	64	29	49	37	29	4	1	15	6						7			580
	一本釣り漁業	2						3	1													6
	はえなわ漁業	2	3	1				2	2			1										11
	かごはえなわ漁業	9	21	10	2	4	2	3		3	1					3						58
	刺網漁業	20	13	15	4	7	4	3	2	1		4				1	1					75
	まき網漁業	2	14	5	5	1	3	4	2			2	1									39
	敷網漁業	1						1				1										3
	底びき網漁業	5	8	3	4	3	1	5	1			1										31
	ひき網漁業	62	84	40	12	25	11	15	2	6		10	2			7	1			2	1	280
	その他	27	38	16	4	17	9	11	2	3	1	1	1		1	2	1		1			136
	不明	36	31	15	8	12	9	24	5	4		3				5						152
合計	265	403	159	103	99	88	108	47	21	3	38	10	0	1	18	3	1	10	1	1	1379	

【養殖業】

（R元年～R5年の5年間の合計値）

業種	事故の型 職種	転倒	はさまれ 巻き込まれ	動作の反動 無理な動作	激突され	激突	飛来・落下	墜落・転落	切れ・こすれ	おぼれ	崩壊 倒壊	有害物等 との接触	有害物等と の接触	踏み抜き	爆発	交通事故	高温・低温物との接触		その他			合計	
												生物	その他				凍傷	火傷	熱中症	潜水病	その他		
養殖業	魚類	90	62	48	12	22	18	70	30	5		1	2	5	2		2			6	1	1	377
	貝類	42	71	16	18	15	18	18	6	2		1	2	2	2		6			1			220
	藻類	11	9	3		2		1	4	4		1	1	1			1		1				39
	えび	3	1		1			1	4	2										1			13
	真珠	30	5		9	1	5	3	6	4			1								1		65
	その他	1											1										2
	不明	2	5						1	1													9
合計	179	153	76	32	44	41	103	47	47	7	3	7	8	4	0	9	0	1	8	2	1	725	

注：労働安全衛生法第100条、労働安全衛生規則第97条に基づき労働基準監督署に提出された、労働者死傷病報告を基に水産庁で集計・分析。

- 船員法の適用を受ける漁船における休業3日以上労働災害発生件数を、水産庁でとりまとめた。
- 死亡又は休業3日以上労働災害発生件数は、「はさまれ・巻き込まれ」や「転倒」が多い。
- このうち、死亡・行方不明に至る事故は「海難」と「海中転落」の順に多い。

船員法の適用を受ける漁船における死亡・行方不明又は休業3日以上労働災害発生件数（職種別、事故の型別）

【漁船】

（2019年～2023年度の5年間の合計値）

転倒	はさまれ 巻き込まれ	動作の反動 無理な動作	激突され	激突	飛来・落下	墜落・転落	切れ・こすれ	海中転落	崩壊 倒壊	有害物等 との接触		踏み抜き	爆発	海難	高温・低温 物との接触	火災	その他	不明	合計
										生物	その他								
291	321	109	38	62	140	124	51	25	3	0	0	11	0	19	11	9	63	3	1280

【うち、死亡・行方不明者数】

（2019年～2023年度の5年間の合計値）

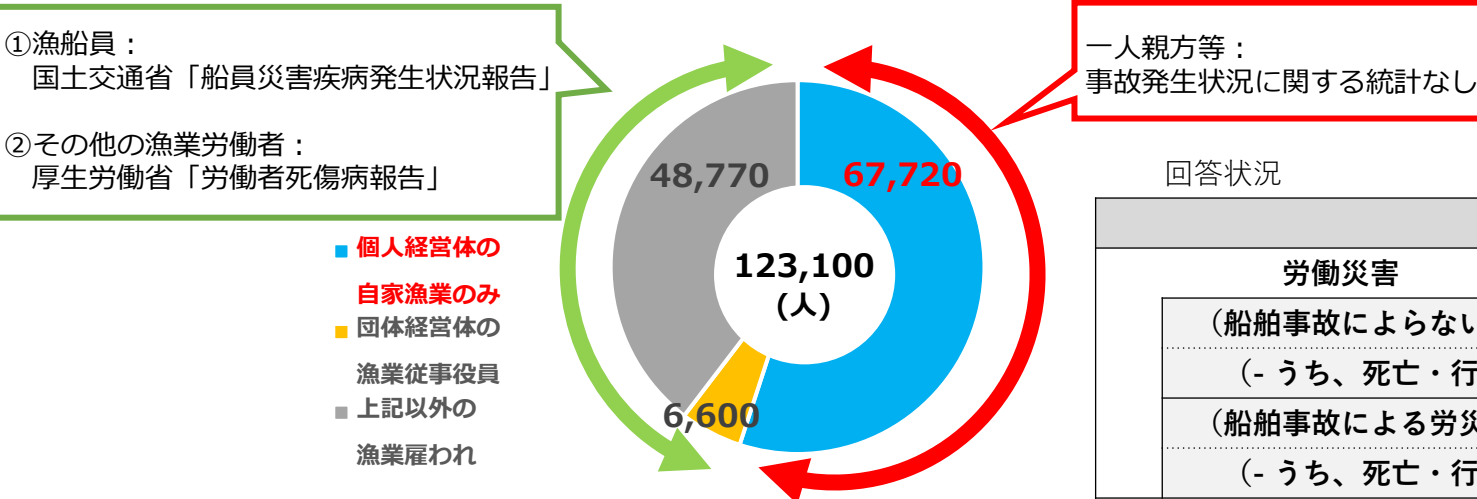
	はさまれ 巻き込まれ	激突され	墜落・転落	海中転落	海難	火災	その他	不明	合計
鯉			1	1	2	5			9
鮪			1	4			2	1	8
遠底									0
沖底	1		2	1	1				5
以西底									0
まき網	3	1		4			5		13
いか		1		1		1			3
鮭・鱒									0
その他	2			5	14				21
合計	6	2	4	16	17	6	7	1	59

ライフジャケットの
着用が重要！！

一人親方等における事故の発生状況

- 「一人親方等」とは、労働者を使用しないで事業を行う者及びその事業に従事する者（個人経営体の自家漁業のみを行う者）。
- 漁業における労働災害の発生状況のうち、漁船員については船員法に基づき休業3日以上 の災害発生状況になる報告が義務付けられており、その他の漁業労働者については労働安全衛生法に基づき休業4日以上 の災害発生状況に係る報告が義務付けられているが、漁業就業者全体の約半数を占める「一人親方等」の災害発生状況は報告の対象外となっている。
- これらの現状を踏まえ、令和6年度から、一人親方等を対象とした漁業における労働災害発生状況に関する実態調査を実施。

漁業就業者数（令和4年）



回答状況

	R4年度	R5年度	合計
労働災害	63	65	128
（船舶事故によらない労災）	53	49	102
（- うち、死亡・行方不明）	11	17	28
（船舶事故による労災）	10	16	26
（- うち、死亡・行方不明）	6	8	14
船舶事故のみ	19	25	44
回答数	82	90	172

資料：農林水産省「漁業構造動態調査」
 漁業就業者：満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に30日以上従事した者をいう。
 ※下1桁で四捨五入しているため、合計値の値と異なる

1 1月以降、全国の漁業協同組合や労災保険の特別加入団体を対象に令和6年度分の一人親方等を対象とした漁業における労働災害発生状況に関する実態調査を実施予定

ご協力のほど、よろしくお願いします。

- 水産庁では漁業労働災害を防止するため、漁船の安全操業や航行について知識を有する安全推進員を養成するための「**漁業カイゼン講習会**」や、安全推進員を指導する安全責任者を養成するための「**漁業安全責任者講習会**」を全国各地で開催。
- 漁業カイゼン講習会は船上で発生する転倒やローラーへの巻き込まれなど**労働災害を防止するための講習会**。**無料でテキストや講師派遣**も実施しており、ご活用ください。。

(参考：令和6年度実績)

申請者	開催日	推進員 (漁業者等)	支援員 (漁協職員等)	主な漁業種類
船員災害防止協会北海道支部	6月22日	36	9	沖合底曳網
新潟県漁業協同組合連合会	9月3日	45	4	大型定置網、採貝藻
千葉県農林水産部水産局水産課	11月29日	18	10	まき網
香川県農政水産部水産課	1月21日	11	3	小型機船底曳網
香川県農政水産部水産課	1月31日	1	44	海苔養殖
香川県農政水産部水産課	2月4日	20	4	小型機船底曳網
宮崎県立高等水産研修所	2月25日	8	10	かつお一本釣り、まき網
和田島漁協	3月17日	13	1	小型機船底曳網
合計		152	85	

漁業カイゼン講習会のご案内

水産庁補助事業「漁船安全対策推進事業」

～安全な労働環境の形成と、労働災害の減少を目指して～

✓ 漁業カイゼン講習会の目的

「安全推進員」を養成します

“安全推進員”の養成を通じて漁業の労働環境改善や海難防止を推進し、海難事故の減少を目指します。



✓ 漁業カイゼン講習会の特徴

- ①無料 資料費、講師の経費はかかりません
- ②わかりやすい 問題点を見つけ出し、みんなで理解できます
- ③短時間でOK 約1時間から可能です
- ④効果的・好評 約8割の受講生より高い評価をいただいています
- ⑤地域に貢献 受講後は安全推進員として活躍できます

講師陣

神奈川大学 教授
久宗 周二先生
水産技術研究所
管理部門 神栖嶋点 拠点長
高橋 秀行氏 等

✓ 漁業カイゼン講習会の内容

「豊富な事例で実践的に」「実際の現場の写真を使用」

- ・安全推進員の考え方、活動内容の説明
- ・チェックリストを説明
- ・良いカイゼン事例の選定
- ・船内の点検（可能な場合）
- ・情報交換
- ・終了証の授与



少人数から大規模なものまで開催可能です。
詳しくはお問合せください。

お申込み・お問合せ先

一般社団法人 全国漁業就業者確保育成センター
〒141-0021
東京都品川区上大崎2丁目15番19号 MG目黒駅前ビル
担当：猪子・馬上

TEL：03-6450-4666
Mail：info@ryoushi.jp
web：https://www.shugyo-ryoushi.com/

➤ 安全対策のためのチェックポイント等を分かりやすく伝えるための**映像コンテンツ**を作成。

➤ URLもしくは二次元コードからアクセスすることで簡単に動画を視聴できるため、

- ・ 個人での視聴
- ・ イベント
- ・ 安全研修等

にご活用ください。

- 労働安全衛生法では、雇用形態や国籍にかかわらず、すべての労働者について、雇入れ時や作業内容の変更時に安全衛生教育を行うよう、事業者には義務を課しています（罰則あり）。
- 船員労働安全衛生規則において、船員に対し、船内の安全及び衛生に関する基礎的事項や船内の危険な又は有害な作業についての作業方法等について教育を行うよう、船舶所有者に義務を課しています（罰則あり）。

漁業関係者の皆様へ

農林水産省作成

作業安全動画（漁業分野）一覧

作業安全規範普及映像

「命を守る作業安全はすべてに優先」

命を守る作業安全は 全てに優先——



この映像では 作業安全に取り組みやすいよう、

漁業における

事故事例と その対策を紹介しています。

水産庁

本動画では、日々の操業において漁業関係者の皆様に留意・実行していただきたい事項を分かりやすく紹介しています。



動画の二次元コードはこちら！

<https://youtu.be/ZpED0uPlaVQ>

閲覧方法

URLもしくは二次元コードを
スキャンしアクセスしてください。

漁業分野作業安全学習教材

「安全に漁業を行うために」

作業安全対策に関する知識・理解を広げるため、オンラインの作業安全教材を作成しました。個人での視聴のほか、イベントや安全研修などにご活用ください。



内容（4部構成）

- 00 ～講座紹介～
- 01 安全に関する基礎知識
- 02 事業者の安全対策～安全意識を高める～
- 03 事業者の安全対策～機械を安全に使う～



https://youtube.com/playlist?list=PLMvvhD9xwvfkndXSSfNU_dRGwhDcXbOPp

事故体験映像はこちらから！

漁業における事故の事例について
わかりやすく動画にまとめています。



漁業における事故
事例：海中への転落



漁業における事故
事例：巻き込まれ

お問い合わせ先：水産庁漁政部企画課 03-3592-0731

- 漁業では、多くの外国人材が従事しており、その多くはインドネシア人。
- 外国人材が巻き込まれる労働災害も多く発生していることから、水産庁において、**インドネシア語版の漁業分野作業安全学習教材**（テキスト）を作成しているので、漁業現場で作業を行う特定技能外国人や技能実習生の安全教育などにご活用ください。

漁業分野作業安全学習教材（インドネシア語版） 「安全に漁業を行うために」

労働災害を無くすためには、外国人材自身も安全対策を自分事と捉え、ヒヤリ・ハット等をまわりに共有することが重要。

Bahan Ajar Pembelajaran Keselamatan Kerja Bidang Perikanan Untuk Melakukan Kegiatan Perikanan Dengan Aman

Fisheries Agency

Mengenakan Pakaian & Perlengkapan Keselamatan dengan Saksama

! Apakah Anda berperilaku seperti ini?

- Kadang-kadang suka melepas jaket pelampung jika sudah dekat pelabuhan karena merepotkan
- Sepatu bot mulai aus, tetapi tetap dipakai sambil berpikir untuk menggantinya suatu saat
- Tidak mengenakan helm yang merepotkan pada saat melakukan pekerjaan derek.

Milih jaket pelampung yang sesuai dengan pekerjaan



- Dapat menahan dingin
- Ringkas sehingga tidak mengganggu pekerjaan
- Mudah bergerak karena lentur
- Tidak mudah tersangkut
- Dapat menahan dingin

🎯 Kecelakaan dapat dicegah dengan melakukan hal-hal ini.

- Mengenakan jaket pelampung dengan saksama di perairan
- Mengenakan model jaket pelampung yang sesuai dengan pekerjaan
- Mengenakan perlengkapan keselamatan yang dirawat dengan benar
- Mengenakan helm untuk melindungi bagian kepala



Kenakan helm pada pekerjaan derek & jika ada kemungkinan benda jatuh dari atas

9

3. Pastikan untuk meninjau kembali kejadian nyaris bahaya

! Apakah Anda berperilaku seperti ini?

- Walaupun pernah mengalami keadaan yang nyaris bahaya, tetapi dibiarkan karena merasa kejadiannya adalah kebetulan.
- Pernah tidak mengatakan kepada orang lain karena malu

🎯 Kecelakaan dapat dicegah dengan melakukan hal-hal ini.

- Walaupun tidak terjadi kecelakaan, ceritakan kepada orang yang bekerja di bidang yang sama atau pekerja lain dan catat dalam catatan sederhana.
- Laporkan keadaan nyaris bahaya kepada awak kapal dan membuat wadah untuk mempertimbangkan langkah penanganannya bersama-sama agar tidak terjadi kecelakaan

Catatan keadaan nyaris bahaya

Kondisi kejadian
✓ Kapan
✓ Dimana
✓ Apa

Susun langkah penanggulangan dari catatan keadaan nyaris bahaya

Ber cerita tentang keadaan nyaris bahaya



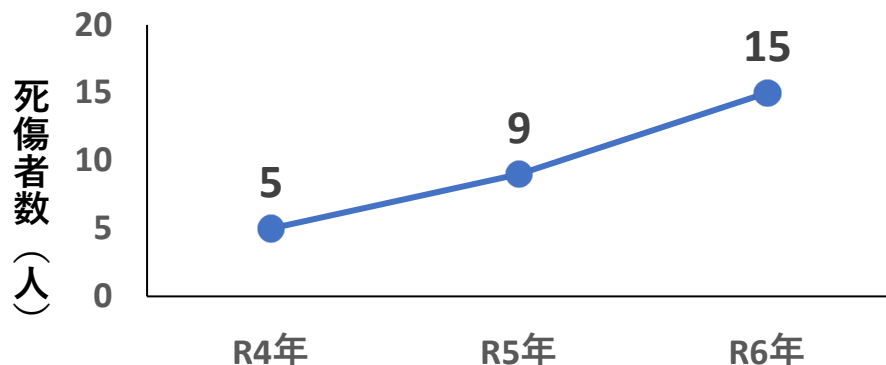
11

- 令和7年6月1日から、**熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能となるよう、「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が義務付け**。事業者が以下の対策を行わなかった場合、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金。
- 水産庁において、処置の例を記したフロー図を作成しているので、現場の熱中症対策にご活用ください。

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

漁業における熱中症疑いによる死傷災害人数の推移



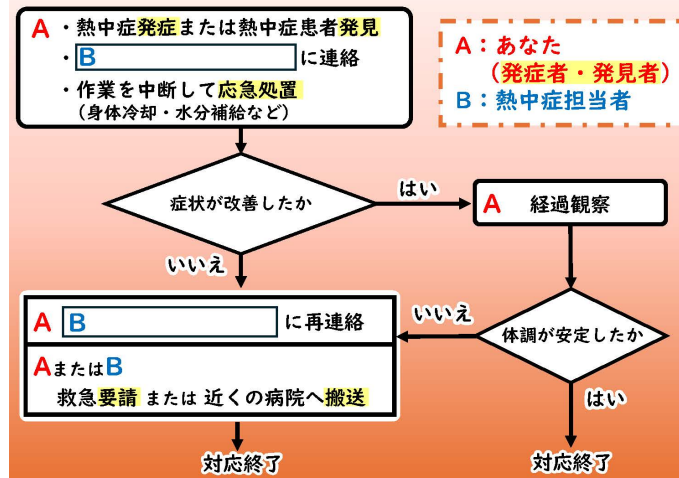
資料：海上保安庁調べ

- 熱中症対策の義務化周知啓発動画も合わせてご活用ください。

YouTube :
<https://www.youtube.com/watch?v=ZF18JOvZQuC>

作成日： 年 月 日
作成者：

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図



熱中症のおそれがある時の連絡体制

熱中症が疑われる主な症状例：【他覚症状】ふらつき、生あくび、失神、大量発汗、痙攣等
【自覚症状】めまい、筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温等

① 熱中症担当者

担当者：
TEL：

・AはBに連絡がつかない時は
応急処置や陸上・洋上救急要請を
優先し、事後にBへ連絡すること。

仕事が終わった後でも、体調が悪化したと感じたら、すぐに救急隊を呼んでください！
熱中症は回復後に症状が悪化する場合があります！

② 救急・近隣病院

陸上救急要請 119番
洋上救急要請 118番

近くの病院：

住所：

TEL：

ひとたび労働災害が起きれば・・・



肉体的・精神的な
ダメージ



経営や家族への影響



漁業に対する
就労意欲への影響

安全な産業になり、後継者に漁業を継いでもらうことが重要

①自己点検

(1) 作業安全規範チェックシートの活用

(2) 危険個所の把握・改善

②研修などの活用

(3) 「漁業カイゼン講習会」 (無料) の受講

(4) 作業安全動画の視聴

③安全な服装・設備の徹底

(5) ライフジャケットの着用徹底

(6) AISの導入

(7) 作業安全に資する新技術の導入

(1)

具体的事項	○ 実施 × 実施していない △ 今後、実施予定 ― 該当しない
1 作業安全確保のために必要な対策を講じる	
1-1 (1) 人的対応力の向上	
1-1-1 作業事故防止に向けた具体的な目標を設定する。	
1-1-2 知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。	
1-1-3 作業安全や海難事故に関する研修・教育等を受ける。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。	
1-1-4 適切な技能や免許等の資格を取得する。	
1-1-5 職場での朝礼や定期的な集会等により、従事者間で作業の計画や安全意識を共有する。	
1-1-6 安全対策の推進に向け、従事者自らが提案を行う。	
1-2 作業安全のためのルールや手順の順守	
1-2-1 関係法令を遵守する。	

事業者の方々に取り組んでいただきたい事項を整理したチェックシートです。事業団体向けもごさいます。

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/210309.html>

(2)・(3)

漁業カイゼン講習会の受講を希望される方は、全国漁業就業者確保育成センターまで

TEL：03-6450-4666



(4) 作業安全動画のURL、二次元コードはこちら



https://www.youtube.com/playlist?list=PLMvvhD9xvwfknXSSfNU_dRGwhDcXbOPp

(5)

水産庁では作業環境に適した着やすいライフジャケットを紹介しています

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/attach/pdf/anzen-3.pdf>

(6)

AISに関する支援制度はこちらでも紹介しています

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/attach/pdf/anzen-70.pdf>

(7)

漁労機器の緊急停止装置

「止まれ」の声でウィンチ停止



漁労機器の音声制御 (停止・操作) システム